

# 村上市工事標準仕様書

平成20年 4月 1日

平成22年 4月 1日 一部改正

平成31年 3月15日 一部改正

## 目 次

### 第1節 総 則

1-1	適 用	P 3
1-2	用語の定義	P 3
1-3	設計図書の照査等	P 5
1-4	工程表	P 5
1-5	施工計画書	P 5
1-6	コリンズ (CORINS) への登録	P 6
1-7	監督員	P 6
1-8	現場代理人及び主任技術者等	P 7
1-9	現場技術員	P 8
1-10	工事用地等の使用	P 8
1-11	工事の着手	P 8
1-12	工事の下請負	P 8
1-13	施工体制台帳	P 9
1-14	請負者相互の協力	P 9
1-15	調査・試験に対する協力	P 9
1-16	工事の一時中止	P 10
1-17	設計図書の変更	P 10
1-18	工期変更	P 10
1-19	支給材料及び貸与品	P 11
1-20	工事現場発生品	P 11
1-21	建設副産物	P 12
1-22	工事材料の品質	P 12
1-23	監督員による検査（確認を含む）及び立会等	P 13
1-24	数量の算出及び完成図	P 13
1-25	品質証明	P 14
1-26	工事完成検査	P 14
1-27	既成部分検査等	P 15
1-28	臨時検査	P 15

1-29	部分使用	.....	P16
1-30	施工管理	.....	P16
1-31	履行報告	.....	P16
1-32	工事関係者に対する措置請求	.....	P16
1-33	工事中の安全確保	.....	P16
1-34	爆発及び火災の防止	.....	P18
1-35	後片付け	.....	P18
1-36	事故報告書	.....	P19
1-37	環境対策	.....	P19
1-38	文化財の保護	.....	P19
1-39	交通安全管理	.....	P19
1-40	施設管理	.....	P20
1-41	諸法令の遵守	.....	P20
1-42	官公庁等への手続等	.....	P21
1-43	施工時期及び施工時間の変更	.....	P22
1-44	工事測量	.....	P22
1-45	提出書類	.....	P23
1-46	不可抗力による損害	.....	P23
1-47	特許権等	.....	P23
1-48	保険の付保及び事故の補償	.....	P23
1-49	臨機の措置	.....	P24

## 第2節 その他

仕 様 書	項 目
<p><b>第1節 総 則</b></p> <p><b>1-1 適 用</b></p> <p>1. 村上市工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、村上市が発注する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 請負者は、標準仕様書の適用にあたっては、「建設工事執行要綱」（以下「執行要綱」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、請負者はこれら監督、検査（完成検査、既成部分検査）にあたっては、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>3. 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>4. 特記仕様書、図面、又は標準仕様書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、請負者は監督員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>5. 設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。</p> <p><b>1-2 用語の定義</b></p> <p>1. 建設工事請負基準約款とは、村上市財務規則（平成20年村上市規則第49号、以下「財務規則」という。）第172条第2項に基づき、村上市が発注する建設工事（建設業法第2条第1項に定める建設工事をいう。以下同じ）の請負契約に関する約定を定めたものをいう。（以下、この標準仕様書において「約款」という。）</p> <p>2. 監督員とは、約款第10条第1項に基づき発注者が選任し、その職名及び氏名を請負者に通知した者をいう。また約款同条第3項に基づき、複数の監督員を選任した場合には1-7の各号に規定した者を総称していう。</p> <p>3. 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>4. 設計図書とは、設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>5. 設計書とは、工事数量総括表をいう。</p> <p>6. 仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。</p> <p>7. 標準仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。</p> <p>8. 特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固</p>	<p>適用</p> <p>1. 標準仕様書の目的</p> <p>2. 執行要綱による監督検査体制 建設業法に基づく施工管理体制 地方自治法に基づく監督検査</p> <p>3. 契約図書</p> <p>4. 設計図書の相違</p> <p>5. 設計図書の単位</p> <p>用語の定義</p> <p>1. 建設工事請負基準約款</p> <p>2. 監督員</p> <p>3. 契約図書</p> <p>4. 設計図書</p> <p>5. 設計書</p> <p>6. 仕様書</p> <p>7. 標準仕様書</p> <p>8. 特記仕様書</p>

<p>有の技術的要求を定める図書をいう。</p> <p>9. 現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。</p> <p>10. 質問回答書とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。</p> <p>11. 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。ただし、詳細設計を契約図書及び監督員の指示に従って作成され、監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。</p> <p>12. 指示とは、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>13. 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は請負者が書面により同意することをいう。</p> <p>14. 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p> <p>15. 提出とは、監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>16. 提示とは、監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>17. 報告とは、請負者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。</p> <p>18. 通知とは、監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>19. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>20. 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</p> <p>21. 立会とは、契約図書に示された項目において、監督員が臨場し、内容を確認することをいう。</p> <p>22. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p> <p>23. 工事検査とは、検査員が工事完成（約款第32条）、部分引渡し（約款第39条）、臨時検査（約款第51条）に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。</p> <p>24. 検査員とは、財務規則第141条の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p> <p>25. 臨時検査（約款第51条）とは、発注者が工事の中途において行う検査をいい、工事完成後では確認が困難となるなど、被覆される部分等について行い、請負</p>	<p>9. 現場説明書</p> <p>10. 質問回答書</p> <p>11. 図面</p> <p>12. 指示</p> <p>13. 承諾</p> <p>14. 協議</p> <p>15. 提出</p> <p>16. 提示</p> <p>17. 報告</p> <p>18. 通知</p> <p>19. 書面</p> <p>20. 確認</p> <p>21. 立会</p> <p>22. 段階確認</p> <p>23. 工事検査</p> <p>24. 検査員</p> <p>25. 臨時検査</p>
--	---

<p>代金の支払いを伴うものではない。</p> <p>26. 同等以上の品質とは、品質について、設計図書で指定する品質、又は設計図書に指定がない場合には、監督員が承諾する試験機関の保証する品質の確認を得た品質、もしくは、監督員の承諾した品質をいう。</p> <p>27. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p> <p>28. 工事着手日とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいう。）の初日をいう。</p> <p>29. 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。</p> <p>30. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。</p> <p>31. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。</p> <p>32. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。</p> <p>33. SIとは、国際単位系をいう。</p> <p>34. JIS規格とは、日本工業規格をいう。また、設計図書のJIS製品記号は、JISの国際単位系（SI）移行（以下「新JIS」という。）に伴い、すべて新JISの製品記号としているが、旧JISに対応した材料を使用する場合は、旧JIS製品記号に読み替えて使用出来るものとする。</p>	<p>26. 同等以上の品質</p> <p>27. 工期</p> <p>28. 工事着手日</p> <p>29. 工事</p> <p>30. 本体工事</p> <p>31. 仮設工事</p> <p>32. 現場</p> <p>33. SI</p> <p>34. JIS 規格</p>
<p><b>1-3 設計図書の照査等</b></p> <p>1. 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書、工事施工管理基準及び規格値等、市販されているものについては、請負者が備えるものとする。</p> <p>2. 請負者は、施工前及び施工途中において、約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。</p> <p>なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> <p>3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。</p>	<p>設計図書の照査</p> <p>1. 原図の貸与</p> <p>2. 設計図書不一致などの対応</p> <p>3. 契約図書等の第三者への使用禁止</p>
<p><b>1-4 工程表</b></p> <p>請負者は、工程表（約款第3条第1項）を作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>	<p>工程表</p> <p>工程表の提出</p>
<p><b>1-5 施工計画書</b></p> <p>1. 請負者は、工事現場着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。請負者は、施工計</p>	<p>施工計画書</p> <p>1. 施工計画書の提出</p>

<p>画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。</p> <p>また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は簡易な工事および緊急を要する工事においては監督員の承諾を得て施工計画書の提出を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事概要</li> <li>(2) 計画工程表</li> <li>(3) 現場組織表</li> <li>(4) 安全管理</li> <li>(5) 指定機械</li> <li>(6) 主要資材</li> <li>(7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</li> <li>(8) 施工管理計画</li> <li>(9) 緊急時の体制及び対応</li> <li>(10) 交通管理</li> <li>(11) 環境対策</li> <li>(12) 現場作業環境の整備</li> <li>(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</li> <li>(14) その他</li> </ol> <p>2. 請負者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、そのつど当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。</p> <p>3. 監督員が指示した事項については、請負者は、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。</p> <p><b>1-6 コリنز (CORINS) への登録</b></p> <p>請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p><b>1-7 監督員</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該工事における監督員の権限は、約款第10条第2項に規定する事項とする。</li> <li>2. 監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、請負者に対し口頭による指示等を行えるものとする。</li> </ol>	<p>施工計画書提出の省略</p> <p>施工計画書の記載事項</p> <p>2. 変更計画書の提出</p> <p>3. 詳細計画書の提出</p> <p>コリنزへの登録</p> <p>500 万円以上の工事の提出（10 日以内）</p> <p>変更時の登録</p> <p>完成時の登録</p> <p>監督員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 監督員の職務</li> <li>2. 書面による権限行使</li> </ol> <p>緊急の場合の口頭指示</p>
---	--

口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。

### 1-8 現場代理人及び主任技術者等

1. 請負者は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、その氏名を発注者に通知書と雇用関係を証する書類を提出しなければならない。現場代理人、主任技術者を変更したときも同様とする。(約款第11条 建設業法第19条・26条)
2. 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐（他工事と兼ねることができない）し、その運営及び取締りを行うほか、当該工事に関する請負者の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。(約款第11条)
3. 請負者は、前項の規定にかかわらず、請負者の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を書面で発注者に通知しなければならない。(約款第11条)
4. 請負者が工事を施工するために締結した下請契約の請負代金総額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は6,000万円以上）のときは、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。(約款第11条)
5. 主任技術者及び監理技術者は、次の場合は工事現場において専任でなければならない。(約款第11条・建設業法第26条)
  - ① 建築一式工事 7,000万円以上
  - ② ①以外の工事 3,500万円以上
6. 現場代理人は、主任技術者及び専門技術者を兼ねることができる。(約款第11条)
7. 請負者は、現場代理人、主任技術者、監理技術者を直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任しなければならない。

#### 【参考 現場代理人・技術者】

現場代理人等		説 明
現場代理人		他工事と兼ねることはできない。 技術者と兼ねることはできる。
技 術 者	主任技術者	3,500万円以上の工事（建築一式工事は7,000万円以上）は、他工事と兼ねることができない。（専任技術者）
	監理技術者	下請工事とする場合で、下請契約の請負代金総額が4,000万円以上（建築一式工事は6,000万円以上）の工事は、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。 3,500万円以上の工事（建築一式工事は7,000万円以上）は、他工事と兼ねることができない。（専任技術者）

※ 専任技術者については隣工事の場合などは兼務特例がある。

現場代理人・主任技術者等

1. 選任・提出書類

2. 現場代理人の業務

3. 現場代理人の権限の一部委任

4. 監理技術者（下請させる場合）

5. 専任制

6. 現場代理人の兼務

7. 現場代理人等の雇用関係

<p><b>1-9 現場技術員</b></p> <p>請負者は、設計図書で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。</p> <p>(1) 現場技術員が監督員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、現場技術員は、約款第10条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。</p> <p>(2) 監督員から請負者に対する指示又は、通知等を現場技術員を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は、通知等があったものと同様である。</p> <p>(3) 監督員の指示により、請負者が監督員に対して行う報告又は通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。</p>	<p>現場技術員</p>
<p><b>1-10 工事用地等の使用</b></p> <p>1. 請負者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>2. 設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>3. 請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>4. 請負者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。</p> <p>5. 発注者は、第1項に規定した工事用地等について請負者が復旧の義務を履行しないときは請負者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、請負者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</p>	<p>工事用地の使用</p> <p>1. 維持管理</p> <p>2. 用地の確保</p> <p>3. 土地所有者との関係</p> <p>4. 用地の返還</p> <p>5. 復旧義務の不履行</p>
<p><b>1-11 工事の着手</b></p> <p>1. 請負者は、特記仕様書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り契約の日から起算して7日以内に着手しなければならない。（財務規則第174条）</p> <p>2. 請負者は、工事を着手した場合は、速やかに工事着手届出書を発注者に提出しなければならない。</p>	<p>工事着手</p> <p>1. 工事着手の期限（7日以内）</p> <p>2. 工事着手届</p>
<p><b>1-12 工事の下請負</b></p> <p>1. 請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさな</p>	<p>下請負の要件</p> <p>1. 下請負の条件</p>

<p>なければならない。</p> <p>(1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</p> <p>(2) 下請負者が村上市の建設工事入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p> <p>2. 請負者は、発注者から下請負人の名称その他必要な事項の通知を求められた場合は、その書類を提出しなければならない。</p> <p><b>1-13 施工体制台帳</b></p> <p>1. 請負者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成するものとし、下請負人の商号または名称、下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した施工体制台帳を工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、第1項に示す定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。また、請負者は、施工体系図を監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>1-14 請負者相互の協力</b></p> <p>請負者は、隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。(約款第2条)</p> <p><b>1-15 調査・試験に対する協力</b></p> <p>1. 請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。</p> <p>(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。</p> <p>(2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。</p> <p>(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に貸金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の貸金時間管理を適切に行なわなければならない。</p> <p>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と</p>	<p>2. 提出書類</p> <p>施工台帳</p> <p>1. 施工体制台帳の提出</p> <p>2. 施工体系図の掲示・提出</p> <p>請負者の相互協力 請負者の関係者との相互協力</p> <p>調査・試験への協力</p> <p>1. 調査・試験への協力</p> <p>2. 公共事業労務費調査への協力</p>
--	---

<p>同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>3. 請負者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。</p> <p><b>1-16 工事の一時中止</b></p> <p>1. 発注者は、次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。（約款第21条）</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、1-49臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當又は不可能となった場合</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合</p> <p>(4) 設計変更時間に時間を要する場合</p> <p>(5) 約款第17条に規定する工事用地等が確保されない場合</p> <p>(6) 災害等により工事の続行が不適當及び不可能となった場合</p> <p>(7) 積雪多量のため工事を続行することが不可能となった場合</p> <p>(8) 工事に必要な道路が交通止となり、資材、労務等輸送が不可能となった場合</p> <p>2. 発注者は、請負者が契約図書に違反し又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができるものとする。</p> <p>3. 前2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の続行に備え工事現場を保全しなければならない。</p> <p><b>1-17 設計図書の変更</b></p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。</p> <p><b>1-18 工期変更</b></p> <p>1. 約款の規定に基づく工期の変更について、契約変更前に工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとする。</p> <p>※工期の変更事由</p> <p>支給材料品の使用（約款第16条第6項）</p>	<p>3. 変更計画書の提出</p> <p>工事の一時中止</p> <p>1. 工事の一時中止 （書面通知、中止理由項目）</p> <p>※ 災害等の中断は臨機の措置</p> <p>① 埋蔵文化財</p> <p>② 関連工事の遅れ</p> <p>③ 環境問題</p> <p>④ 設計変更</p> <p>⑤ 用地確保</p> <p>⑥ 災害等</p> <p>⑦ 積雪</p> <p>⑧ 交通止め</p> <p>2. 監督員権限による工事一時中止</p> <p>3. 中止期間中の維持管理基本計画書の提出</p> <p>設計図書の変更の定義</p> <p>工期変更</p> <p>1. 事前協議</p>
---	---

<p>設計図書不適合（約款第18条第1項）  設計図書の変更（約款第20条）  工事内容の変更等（約款第19条第4項）  工期延長及び短縮（約款第22条・約款第23条第1項及び第2項）  不払い（約款第41条第2項）</p> <p>2. 請負者は、設計図書の変更（約款第20条）・工事内容の変更等（約款第19条第4項）の設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、工事内容の変更等（約款第19条第4項）の工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出するものとする。</p> <p>4. 請負者は、工期の延長（約款第22条）を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、協議開始の日までに工期変更の協議書を監督員に提出するものとする。</p> <p><b>1-19 支給材料及び貸与品</b></p> <p>1. 請負者は、発注者から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け常に、その残高を明らかにしておかなければならない。</p> <p>3. 請負者は、工事完成時（完成前であっても工事工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点）には、支給品精算書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、約款第16条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の14日前までに監督員に提出しなければならない。</p> <p>5. 約款第16条第1項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督員の指示によるものとする。</p> <p>6. 請負者は、約款第16条第9項に定める「不要となった支給材料又は貸与品の返還」については、監督員の指示に従うものとする。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p> <p><b>1-20 工事現場発生品</b></p> <p>請負者は、工事施工によって生じた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。</p>	<p>2. 工期変更の協議書の提出（設計図書等の変更）</p> <p>3. 工期変更の協議書の提出（一時中止）</p> <p>4. 工期変更の協議書の提出（工期延長）</p> <p>支給材料・貸与品</p> <p>1. 支給材料品・貸与品の管理</p> <p>2. 受払帳簿の備付</p> <p>3. 支給品精算書の提出</p> <p>4. 要求書の提出</p> <p>5. 引渡場所</p> <p>6. 支給材料又は貸与品の返還</p> <p>工事現場発生品  現場発生品調書の作成</p>
---	--

1-21 建設副産物

1. 請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督員の承諾を得なければならない。
2. 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。
3. 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、公共建設工事における再生資源活用について（新潟県技術管理課長、平成14年5月30日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。
4. 請負者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
5. 請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。
6. 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督員に提出しなければならない。
7. 建設リサイクル法で分解解体及び再資源化等が義務付けられている工事（下記）については、分解解体等の方法、解体工事・再資源化等に要する費用・再資源化のために特定建設資材廃棄物を持ち込む予定の施設の名称等を契約書に明記するものとする。

【参考】建設リサイクル法で再資源化等が義務付けされている建設工事

特定建設資材（コンクリート・コンクリート2次製品・木材・アスファルト）使用の下表の規模以上の工事

工 事 の 種 類	規模の基準
建築物の解体	80 m <sup>2</sup>
建築物の新築・増築	500 m <sup>2</sup>
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	1億円
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	500万円

1-22 工事材料の品質

1. 「中等以上の品質（約款第14条第1項）」とは、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。
2. 請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任と費用負担において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、遅滞なく提出すると

建設副産物

1. 建設副産物の使用
  - ① 設計図書による
  - ② 監督員との協議
2. マニフェストの確認・提示
3. 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用
4. 土砂等の搬入時の再生資源利用計画の作成
5. 土等の搬出時の再生資源促進計画の作成
6. 生資源利用・再生資源利用促進の実施状況記録の提出
7. 建設リサイクル法で義務付け対象建設工事の費用等の契約書への記載

工事材料の品質

1. 同等品の扱い
2. 品質証明資料の整備、保管、提出、検査（確認）

<p>ともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>また、設計図書において事前に監督員の検査（確認を含む）を受けるものと指示された材料の使用に当たっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査（確認を含む）を受けなければならない。</p> <p><b>1-23 監督員による検査（確認を含む）及び立会等</b></p> <p>1. 請負者は設計図書に従って、工事の施工について監督員の立会にあたっては、あらかじめ監督員に連絡しなければならない。</p> <p>2. 監督員は、工事が契約図書どおりおこなわれているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、監督員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。なお、監督員が製作工場において立会および監督員による検査（確認を含む）を行なう場合、請負者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。</p> <p>4. 監督員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>5. 請負者は、監督員権限の検査（約款第10条第2項第3号）、工事材料の検査（第14条第2項）又は工事材料の調合検査（第15条第1項）もしくは指定工事の立会（同条第2項）について監督員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合にあっても、改造義務・破壊検査等（約款第18条）及び検査・引渡し（第32条）については義務を免れないものとする。</p> <p>6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>（1）請負者は、工事監督技術基準に定めた工程の施工段階において、段階確認を受けなければならない。</p> <p>（2）請負者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、請負者は、段階確認を受けなければならない。</p> <p>（3）段階確認は請負者が臨場するものとし、確認した箇所に係わる監督員が押印した書面を、請負者は保管し検査時に提出しなければならない。</p> <p>（4）請負者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。</p> <p>7. 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、請負者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提示し確認を受けなければならない。</p> <p><b>1-24 数量の算出及び完成図</b></p> <p>1. 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、出来形測量の結果を基に、「数値基準」及示設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。出来形測量の</p>	<p>検査・立会（監督員）</p> <p>1. 監督員への事前連絡</p> <p>2. 工事現場（工場）立入り</p> <p>3. 検査（立会）の準備資料の整備、検査会場の提供</p> <p>4. 検査（確認）・立会の時間</p> <p>5. 改造義務・破壊検査・完成検査の実施</p> <p>6. 段階確認</p> <p>① 工程の施工段階</p> <p>② 段階確認の報告書の事前提出</p> <p>③ 書面の保管提出</p> <p>④ 不可視部分</p> <p>7. 机上での段階確認</p> <p>施工管理記録・写真等の資料の整備、監督員への提示</p> <p>数量の算出・完成図</p> <p>1. 出来形測量の実施</p> <p>2. 出来形数量の結果提出</p>
--	--

<p>結果が、設計同書の寸法に対し、「工事施工管理基準」の規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。</p> <p>3. 請負者は、出来形測定の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>1-25 品質証明</b></p> <p>請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、臨時検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を提出しなければならない。</p> <p>(2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、検査員が検査時（完成・既済部分・臨時検査）に立会を求めた場合、品質証明員は検査に立会わなければならない。</p> <p>(3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。</p> <p>(4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 品質証明員を定めた場合、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。</p> <p><b>1-26 工事完成検査</b></p> <p>1. 請負者は、履行届出書を監督員に提出しなければならない。（約款第32条）</p> <p>2. 請負者は、工事成績評定の対象となる工事（契約金額130万円以上）施工において、自ら立案し実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了まで提出することができる。</p> <p>3. 請負者は、履行届出書を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 監督員の請求した改造（約款第18条第1項）が完了していること。</p> <p>(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。</p> <p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。</p> <p>4. 発注者は、工事検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知</p>	<p>3. 完成図の提出</p> <p>品質証明</p> <p>品質証明の事前提出 （設計図書明示の場合）</p> <p>①検査結果の報告</p> <p>②品質証明員</p> <p>③品質証明の範囲</p> <p>④品質証明員の資格</p> <p>⑤品質証明員の報告</p> <p>工事完成検査</p> <p>1. 履行届出書の提出</p> <p>2. 評価項目資料の提出</p> <p>3. 工事完成通知の条件</p> <p>①工事完成</p> <p>②監督員請求改造の完了</p> <p>③工事関係資料整備の完了</p> <p>④変更契約書の締結済み</p> <p>4. 検査日の通知</p>
--	--

<p>するものとする。</p> <p>5. 検査員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>6. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。</p> <p>7. 請負者は、当該工事完成検査については、1-23第3項の規定を準用する。</p>	<p>5. 検査項目</p> <p>①出来形</p> <p>②工事管理状況</p> <p>6. 修補の指示</p> <p>7. 検査の準備・会場提供</p>
<p><b>1-27 既成部分検査等</b></p> <p>1. 請負者は、部分払い（約款第38条）の請求を行った場合、又は、部分引渡し工事完成の通知（約款第39条）を行った場合は、既成部分に係わる検査を受けなければならない。</p> <p>2. 請負者は、部分払い（約款第38条）の請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>3. 検査員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>4. 請負者は、検査員の指示による修補については、前条の第6項の規定に従うものとする。</p> <p>5. 請負者は、当該既成部分検査については、1-23第3項の規定を準用する。</p> <p>6. 発注者は、既成部分検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。</p> <p>7. 請負者は、部分払い（約款第38条）の請求を行うときは、認定を受ける前に契約一部履行届出書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>既成部分検査等</p> <p>1. 既成部分検査</p> <p>①部分払い時</p> <p>②部分引渡し時</p> <p>2. 部分払い時の資料提出</p> <p>3. 検査内容</p> <p>4. 修補</p> <p>5. 検査の準備・会場提供</p> <p>6. 検査通知</p> <p>7. 一部履行届出書の提出</p>
<p><b>1-28 臨時検査</b></p> <p>1. 請負者は、発注者が必要と認め行う臨時検査を受けなければならない。（約款第51条）</p> <p>2. 発注者は、請負者に対して臨時検査を実施する旨及び検査日を事前に通知するものとする。</p> <p>3. 検査員または監督員は、請負者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p> <p>4. 請負者は、当該臨時検査については、1-23第3項の規定を準用する。</p>	<p>臨時検査</p> <p>1. 請負者の義務</p> <p>2. 検査通知</p> <p>3. 検査内容</p> <p>4. 検査の準備・会場提供</p>

<p><b>1-29 部分使用</b></p> <p>1. 発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。</p> <p>2. 請負者は、発注者が部分使用（約款第34条）を行う場合には、臨時検査又は監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。</p> <p><b>1-30 施工管理</b></p> <p>1. 請負者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、施工管理を行わなければならない。</p> <p>2. 請負者は、契約図書に適合するよう工事を施工するために、施工管理体制を確立しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、「工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、「工事施工管理基準」が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p><b>1-31 履行報告</b></p> <p>請負者は、履行届出書を作成し、監督員に提出しなければならない。（約款第32条）</p> <p><b>1-32 工事関係者に対する措置請求</b></p> <p>1. 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。（約款第13条）</p> <p>2. 発注者又は監督員は、主任技術者、監理技術者等が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>3. 請負者は、前2項により請求があった場合は、その結果について書面で発注者に通知するものとする。</p> <p><b>1-33 工事中の安全確保</b></p> <p>1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成29年3月31日）及び建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成17年3月31日）に準じて、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。</p> <p>2. 請負者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならな</p>	<p>部分試用</p> <p>1. 部分使用</p> <p>2. 部分使用の検査</p> <p>施工管理</p> <p>1. 施工管理の遵守</p> <p>2. 施工管理体制の義務</p> <p>3. 工事施工管理基準による施工管理 記録・関係書類の提出</p> <p>履行報告 履行届出書の提出</p> <p>工事関係者の措置請求</p> <p>1. 現場代理人が不相当な場合の措置請求</p> <p>2. 技術者が不相当な場合の措置請求</p> <p>3. 請求の結果報告</p> <p>安全確保</p> <p>1. 指針遵守による安全確保</p> <p>2. 支障となる行為・施工の禁止</p>
---	--

<p>い。</p> <p>3. 請負者は、災害の防止を図らなければならない。</p> <p>4. 請負者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。</p> <p>5. 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。</p> <p>6. 請負者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。</p> <p>7. 請負者は、工事現場に工事関係者以外の者の立入りを禁止する場合は板囲、ロープ等により囲うとともに、立入り禁止の標示をしなければならない。</p> <p>8. 請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。</p> <p>9. 請負者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p> <p>10. 請負者は、「土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達平成4年3月19日）」及び「建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室平成4年4月14日）」に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>(1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育</p> <p>(2)当該工事内容等の周知徹底</p> <p>(3)当該工事における災害対策訓練</p> <p>(4)当該工事現場で予想される事故対策</p> <p>(5)その他、安全・訓練等として必要な事項</p> <p>11. 請負者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p> <p>12. 請負者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。</p>	<p>3. 災害防止</p> <p>4. 建設機械の選定・使用等</p> <p>5. 既存構造物に対する措置</p> <p>6. 防災体制の確立</p> <p>7. 立入り禁止の表示</p> <p>8. 安全巡視、安全確保</p> <p>9. 工事現場のイメージアップ</p> <p>10. 安全教育 ※教育の実施 ※具体的計画書の提出</p> <p>11. 関係機関との連絡</p> <p>12. 工事関係者連絡会議の組織</p>
--	--

<p>13. 監督員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。</p> <p>14. 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p> <p>15. 請負者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。</p> <p>16. 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。</p> <p>17. 請負者は、工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。</p> <p>18. 請負者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。</p> <p>19. 請負者は、地下埋設物等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。</p>	<p>13. 特定元方事業者（労働安全衛生法）の指名</p> <p>14. 労働安全衛生法の措置</p> <p>15. 施工計画への防災対策の配慮</p> <p>16. 災害発生時の人命優先</p> <p>17. 地下埋設物等への報告</p> <p>18. 地下埋設物等への管理</p> <p>19. 地下埋設物等損害の措置</p>
<p><b>1-34 爆発及び火災の防止</b></p> <p>1. 請負者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合には関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。</p> <p>2. 請負者は、火薬類を使用し工事を施工する場合は、使用に先立ち監督員に使用計画書を提出しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、建設工事に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。</p> <p>4. 請負者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>5. 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p> <p>6. 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。</p>	<p>爆発及び火災の防止</p> <p>1. 爆発等防止の措置</p> <p>2. 使用計画書の提出</p> <p>3. 野焼きの禁止</p> <p>4. 火気使用の禁止</p> <p>5. 火気使用禁止の表示</p> <p>6. 火薬類の保管管理</p>
<p><b>1-35 後片付け</b></p> <p>請負者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置す</p>	<p>後片付け</p>

<p>るとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。</p> <p><b>1-36 事故報告書</b></p> <p>請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、事故発生報告書を指示する期日までに、提出しなければならない。</p> <p><b>1-37 環境対策</b></p> <p>1. 請負者は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）」、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2. 請負者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、請負者は1-42第5項及び第7項の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3. 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求められることができる。この場合において、請負者は必要な資料を提示しなければならない。</p> <p><b>1-38 文化財の保護</b></p> <p>1. 請負者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督員に報告し、その指示に従わなければならない。</p> <p>2. 請負者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。</p> <p><b>1-39 交通安全管理</b></p> <p>1. 請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、約款第29条によって処置するものとする。</p> <p>2. 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければな</p>	<p>事故報告書</p> <p>監督員への通報</p> <p>事故発生報告書の提出</p> <p>環境対策</p> <p>1. 請負者の義務</p> <p>2. 監督員への報告</p> <p>3. 第三者への損害発生の場合の資料提出</p> <p>文化財の保護</p> <p>1. 請負者の義務</p> <p>2. 埋蔵物の権利</p> <p>交通安全管理</p> <p>1. 請負者の義務</p> <p>損害時の処置</p> <p>2. 安全輸送の計画</p>
---	---

<p>らない。</p> <p>3. 請負者は、供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）」及び「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）」に基づき、安全対策を許さなければならない。</p> <p>4. 請負者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。</p> <p>5. 請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、請負者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。</p> <p><b>1-40 施設管理</b></p> <p>請負者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）または部分使用施設（約款第34条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以っても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、約款第10条の規定に基づき処理されるものとする。</p> <p><b>1-41 諸法令の遵守</b></p> <p>1. 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 財務規則（平成20年村上市規則第49号）</li> <li>(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）</li> <li>(3) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）</li> <li>(4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）</li> <li>(5) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</li> <li>(6) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）</li> <li>(7) じん肺法（昭和35年法律第30号）</li> <li>(8) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）</li> <li>(9) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）</li> <li>(10) 健康保険法（昭和11年法律第70号）</li> <li>(11) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）</li> <li>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）</li> <li>(13) 出入国管理及び難民認定法（平成3年法律第94号）</li> <li>(14) 道路法（昭和27年法律第180号）</li> <li>(15) 道路交通法（昭和35年法律第105号）</li> </ol>	<p>3. 安全対策（請負者の義務）</p> <p>4. 工事用道路の維持管理</p> <p>5. 工事用道路の維持管理の計画書の提出</p> <p>施設管理</p> <p>諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p>
--	--

<p>(16) 道路運送法 (昭和26年法律第183号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)</p> <p>(18) 砂防法 (明治30年法律第29号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)</p> <p>(20) 河川法 (昭和39年法律第167号)</p> <p>(21) 海岸法 (昭和31年法律第101号)</p> <p>(22) 港湾法 (昭和25年法律第218号)</p> <p>(23) 港則法 (昭和23年法律第174号)</p> <p>(24) 漁港法 (昭和25年法律第137号)</p> <p>(25) 下水道法 (昭和33年法律第79号)</p> <p>(26) 航空法 (昭和27年法律第231号)</p> <p>(27) 公有水面埋立法 (大正10年法律第57号)</p> <p>(28) 軌道法 (大正10年法律第76号)</p> <p>(29) 森林法 (昭和26年法律第249号)</p> <p>(30) 環境基本法 (平成5年法律第91号)</p> <p>(31) 火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)</p> <p>(32) 大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)</p> <p>(33) 騒音規制法 (昭和43年法律第98号)</p> <p>(34) 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)</p> <p>(35) 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)</p> <p>(36) 振動規制法 (昭和51年法律第64号)</p> <p>(37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)</p> <p>(38) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)</p> <p>(39) 砂利採取法 (昭和43年法律第74号)</p> <p>(40) 電気事業法 (昭和39年法律第170号)</p> <p>(41) 消防法 (昭和23年法律第186号)</p> <p>(42) 測量法 (昭和24年法律第188号)</p> <p>(43) 建築基準法 (昭和25年法律第201号)</p> <p>(44) 都市公園法 (昭和31年法律第79号)</p> <p>(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)</p> <p>(46) 土壌汚染対策法 (平成14年法律第53号)</p> <p>(47) 駐車場法 (昭和32年法律第106号)</p> <p>2. 請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。</p> <p>3. 請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p><b>1-42 官公庁等への手続等</b></p> <p>1. 請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たな</p>	<p>2. 請負者の義務</p> <p>3. 契約図書の不相当</p> <p>官公庁等への手続</p> <p>1. 請負者の義務</p>
--	--

<p>ればならない。</p> <p>2. 請負者は、工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は監督員の指示を受けなければならない。</p> <p>3. 請負者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>4. 請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>5. 請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p> <p>6. 請負者は、国、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。請負者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>7. 請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p>	<p>2. 関係機関への届出</p> <p>3. 届出の事前報告</p> <p>4. 地域住民との紛争防止</p> <p>5. 苦情対応</p> <p>6. 地域住民等との交渉</p> <p>7. 対応・交渉内容の確認記録</p>
<p><b>1-43 施工時期及び施工時間の変更</b></p> <p>1. 請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。</p> <p>2. 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、監督員に連絡しなければならない。</p>	<p>施工時期・施工時間の変更</p> <p>1. 監督員との事前協議</p> <p>2. 休日夜間工事の連絡</p>
<p><b>1-44 工事測量</b></p> <p>1. 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないように努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に報告し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員に報告し指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。</p> <p>4. 請負者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければな</p>	<p>工事測量</p> <p>1. 測量の実施・監督員の指示</p> <p>2. 水準点等の設置・保守</p> <p>3. 工事測量標の移設禁止</p> <p>4. 仮設標識の設置</p>

<p>らない。</p> <p>5. 請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。</p> <p><b>1-45 提出書類</b></p> <p>請負者は、約款及び仕様書等に規定する提出書類を監督員に提出しなければならない。（提出書類一覧表による。）</p> <p><b>1-46 不可抗力による損害</b></p> <p>1. 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が約款第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書により監督員に報告するものとする。</p> <p>2. 「設計図書で基準を定めたもの（約款第30条第1項）」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上</p> <p>② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上</p> <p>③ その他設計図書で定めた基準</p> <p>(2) 強風に起因する場合最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上あった場合</p> <p>(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p> <p>3. 「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの（約款第30条第2項）」とは、1-33及び約款第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。</p> <p><b>1-47 特許権等</b></p> <p>1. 請負者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p> <p>2. 発注者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p> <p><b>1-48 保険の付保及び事故の補償</b></p> <p>1. 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職</p>	<p>5. 杭等の移設・復元の責任</p> <p>提出書類</p> <p>不可抗力による損害</p> <p>1. 工事災害通知書による報告</p> <p>2. 設計図書で基準を定めたものの</p> <p>3. 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの</p> <p>特許権等</p> <p>1. 発明等の報告</p> <p>2. 著作物の著作権</p> <p>保険の付保・事故補償</p> <p>1. 雇用者等の保険加入</p>
--	---

<p>金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2. 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>3. 請負者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書を工事完成時に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p><b>1-49 臨機の措置</b></p> <p>1. 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。</p> <p>2. 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。</p> <p><b>第2節 その他</b></p> <p>1. 材料、一般施工、土工等については、新潟県土木工事標準仕様書、新潟県農業土木工事標準仕様書、新潟県林業土木工事標準仕様書に準ずる。</p> <p>2. 下水道工事及び上水道施設工事の材料、一般施工、土工等については、前項のほか別に定める仕様書による。</p>	<p>2. 事故等に対する責任・補償</p> <p>3. 建設業退職金共済制度への加入</p> <p>臨機の措置</p> <p>1. 災害防止のための臨機の措置</p> <p>2. 天災等に伴う臨機の措置</p> <p>その他</p> <p>1. 材料、施工、土工の新潟県準拠</p> <p>2. 下水道工事及び上水道施設工事の材料、施工、土工</p>
---	--